

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43793">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43793</a>

海外移住事業団の沖縄事務所設置

MEMO

5月10日 a.m.  
p.m.

へて先  
 B-5  
 原局コード C-1  
 担当者 TEL. 641

連絡事項

○ 七米課  
○ 渡辺事務官

○  
○

ご返事 要 不要

海外移住事業団の沖繩事務所設置  
(申請及認可)



外 務 省

認可第 73 号

海外移住事業団  
理事長 広 岡 謙 二

海外移住事業団法第 3 条第 2 項の規定に  
つき、昭和 42 年 4 月 22 日付貴信 G E 0 0 7  
をもつて申請のあつた海外移住事業団の従たる  
事務所の設置については、申請のとおりこれを  
認可する。

昭和 42 年 5 月 9 日

外務大臣 三 木 武 夫

JAPAN EMIGRATION SERVICE  
海外移住事業団

中南米移住局長

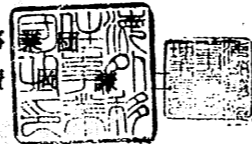
移住参事官

移住課長

経理班  
42年4月22日  
G B - 007

外務大臣  
三木武夫殿

海外移住事業団  
理事長 廣



従たる事務所の追加設置について (申請)

海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)第3条第2項の規定にもとづき、昭和42年7月1日を以つて下記のとおり従たる事務所を追加設置いたしたく、認可を申請いたします。

記

名称	所在地	担当区域
トロント駐在員事務所	カナダ国トロント市	カナダ国全域
沖縄事務所	沖縄本島 那覇市	硫黄島、伊平屋島及び北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む)

以上



高裁案 (分類)

文書課長	高裁案	届期 昭和42年4月12日
大 臣	中南米移住課長	次期 昭和42年4月17日
事務次官	参事官	担当者 松井 茂
事務次官	主任 総務課長	
外務審議官	移住課長	中南米課長
官 房 長	主 計 室	
官 房 書 記 官	検 査 室	旅券課長
人事課長	収入支出室	北米課長
会計課長		
給務室		

下記の件に関し高裁を仰ぎます

米民政府及び琉球政府と行政世のため(太田課長が)  
外国出張及び旅費支出方の件(駒井参事官)

出張者名	所属局課	官職	級号	氏名
	中南米移住局長	課長		太田 新生
	移住課	参事官		駒井 茂

G.A. 注意 決裁後必ず必ず一通を  
文書課へ回付すること

外務省 回覧書

2. 出張目的及び内容

海外移住事業団沖縄事務所設置問題  
につき米民政府及び琉球政府と打合せ

3. 出張先国名(旅行日程別添甲号)

沖縄

4. 出張期日及び期間

42年 4月25日より42年 4月28日まで 4日間

5. 旅費金額(経費明細別添乙号)

大田課長	78,580円	}	147,880円
駒井事務官	69,300円		78,580円

6. 支出科目及び事項名

(組織及び項目) 外務本省 移住振興費 (目) 外国旅費

(事項名)

7. その他補足説明





# Keihin Travel Service Co., Ltd.

## ITINERARY



NAME **Mr. Arazo OHTA**

**Ministry of  
Foreign Affairs**

HIBIYA OFFICE: 591-5411  
HAMAMATSUCHO: 433-5931

OSAKA: 271-0797  
KYOTO: 77-7111

DATE **Apr. 11, 1967**

CITY		Date	Day of Week	Local Time	Carrier	Flight No.	Class	Remarks
<b>Tokyo</b>	Lv.	<b>Apr. 25</b>	<b>Tue.</b>	<b>09:20</b>	<b>JL</b>	<b>391</b>	<b>EY</b>	<b>Convair 880</b>
<b>(Osaka)</b>	Ar.	<b>Apr. 25</b>	<b>Tue.</b>	<b>10:10</b>				
	Lv.	<b>Apr. 25</b>	<b>Tue.</b>	<b>10:50</b>	<b>JL</b>	<b>391</b>	<b>EY</b>	
<b>(Fukuoka)</b>	Ar.	<b>Apr. 25</b>	<b>Tue.</b>	<b>11:40</b>				
	Lv.	<b>Apr. 25</b>	<b>Tue.</b>	<b>12:30</b>	<b>JL</b>	<b>901</b>	<b>EY</b>	
<b>Okinawa</b>	Ar.	<b>Apr. 25</b>	<b>Tue.</b>	<b>13:50</b>				<b>Stay 3 nights</b>
	Lv.	<b>Apr. 28</b>	<b>Fri.</b>	<b>17:00</b>	<b>JL</b>	<b>742</b>	<b>EY</b>	<b>Convair 880</b>
<b>Tokyo</b>	Ar.	<b>Apr. 28</b>	<b>Fri.</b>	<b>20:00</b>				
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							
	Ar.							
	Lv.							

(上記の発着時刻は予告なしに変更することがありますから予め御了承下さい。)

Remarks: **JL . . . . Japan Air Lines**  
**EY . . . . Economy Class**



北米課長 }

死外邦人(沖縄産務)に対する叙勲

42. 4. 13  
平 也

賞勲局は4月2日発着の叙勲対象として、沖縄に在籍を  
持つ死外邦人2名を考慮中の由塔子とす。本件叙勲が

米政府との関係の問題と塔子にはおおよそ(人可憐を以て)  
照会致す。

本件に付ては対象者は1924年及米領に在りし有力者  
に70歳を過ぎ(50歳以上は(2)とす)、沖縄に永住帰郷すべしと

考へらる。又、2名のあり得るとも、現在は「非邦人」  
の範疇に入る者あり、問題は是と思われ。

なお、昨年春の叙勲の際も、本件照会と同類の死外  
邦人の叙勲された。この際も、是ら問題の塔子

形勢は改り。